平成２４年（フ）第２３５号
秋田市新屋松美ガ丘南町９番19号
債務者　伊藤　重一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６０号
神奈川県秦野市東田原1513番地
債務者　向原　浩一
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４８２１号
大阪市西成区潮路１丁目９番19号久津和ビル511号
債務者　内藤真佐江
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０３５号
大阪市港区磯路３丁目５番17号　アワーハウス磯路104号
債務者　田中美喜子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１６６号
大阪市住吉区我孫子３丁目６番37号　今井コーポ102号
債務者　中田　昌宏
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０２号
大阪市港区八幡屋１丁目１－５－302、住民票上の住所香川県高松市観光町607番地22
債務者　川田　隆大
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３１７号
大阪府枚方市高野道２丁目20番２－108号
債務者　山地　奈生
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３２５号
大阪市生野区勝山北１丁目11番47号　プレステージュ勝山506号
債務者　松山舜**滉**こと　朴　　舜**滉**
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４３０号
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番36号
債務者　田中　浩一
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６０号
大阪市城東区関目６丁目６番24―611号
債務者　南　　秀憲
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８０８号
大阪府寝屋川市太間東町９番14号
債務者　廣畑　真美
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８３９号
大阪市東淀川区淡路４丁目24番９号　ＫＴＩレジデンス淡路201号
債務者　植　ルリ子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３５号
神戸市長田区房王寺町７丁目１番７―507号
債務者　中木村　聡
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８２号
兵庫県三木市緑が丘町東３丁目７番地の20
債務者　島山　禮子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１５号
神戸市垂水区川原３丁目１番９―301号、従前の住所神奈川県川崎市宮前区平２丁目16番10―409号
債務者　盛　　道代
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４０号
神戸市北区君影町６丁目６番１号
債務者　笹川　初美
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４５号
神戸市垂水区千代が丘１丁目１番22号　サンコーポ千代が丘302号
債務者　三仲　泰嗣
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６１号
沖縄県那覇市牧志３丁目22番28号　宮里アパート２－Ｃ
債務者　田仲　康晴
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部